

出納員その他の会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十七号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正 後					改正 前				
別表第一（第四条、第八条、第八条の二関係）					別表第一（第四条、第八条、第八条の二関係）				
機 関	（略）	警察本部 警務部 警務課	六の二	（略）	機 関	（略）	警察本部 警務部 警務課	六の二	（略）
	（略）	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長（同 相 当職 を含む）		（略）		（略）	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長（同 相 当職 を含む）		（略）
出納員	（略）			（略）	出納員	（略）			（略）
臨時の 出納員	（略）	次席		（略）	臨時の 出納員	（略）	次席		（略）
委任事務	（略）	警察本部 警務部 警務課 管理課 で収 納する 広島 県証明 事務手 数料条 例（昭 和三 十年 広島 県 条例 第二十 五号） の規 定に よる 手 数 料の 出納 及び 保管	二	（略）	委任事務	（略）	警察本部 警務部 警務課 管理課 で収 納する 広島 県証明 事務手 数料条 例（昭 和三 十年 広島 県 条例 第二十 五号） の規 定に よる 手 数 料の 出納 及び 保管	一	（略）

		七の五	略		七の三		七の二	
		警察本部 刑事部 刑事部 総務課	(略)	(略)			警察本部 生活安全部 生活安全部 全総務課	
		庶務事務を担当する 管理官、 課長、 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	(略)	(略)			庶務事務を担当する 管理官、 課長、 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	
		次席	(略)	(略)			次席	
		一 警察本部 刑事部(組) 組織犯罪対策 第一課、組 織犯罪対策 第二課、組 織犯罪対策 第三課及び 科学捜査研 究所を除く。 に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管	(略)		一 当該課に 係る資金前 渡に係る現 金の出納及 び保管		一 警察本部 生活安全部 生活安全総 務課、人身 安全対策課 及び少年対 策課に係る 資金前渡に 係る現金の 出納及び保 管	

七の六		七の五	略		七の三		七の二	
警察本部 刑事部 捜査第二課		警察本部 刑事部 総務課	(略)	(略)	警察本部 生活安全部 少年対策課		警察本部 生活安全部 生活安全部 全総務課	
庶務事務を担当する 管理官、 課長代		庶務事務を担当する 管理官、 課長、 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	(略)	(略)	庶務事務を担当する 管理官、 課長、 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。		庶務事務を担当する 管理官、 課長、 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	長(同) 相当職 を含む。
次席		次席	(略)	(略)	次席		次席	
一 警察本部 刑事部捜査 第二課及び 機動捜査隊 に係る資金		一 警察本部 刑事部捜査 第一課及び 捜査第三 課に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管	(略)		一 当該出納 員の所属す る課に係る 資金前渡に 係る現金の 出納及び保 管		一 警察本部 生活安全部 生活安全総 務課及び人 身安全対策 課に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管	二 当該課に 係る資金前 渡に係る現 金の出納及 び保管 定による手 数料の出納 及び保管

三の十	略	十	略	七の七	六の七
警察本部 警備部 機動隊	(略)	警察本部 交通部 高速道路 交通警察 通警察隊	(略)	(略)	(略)
会計事務 を担当 する 隊長 、隊 理、 長補 佐 又 は 係 長 (同 相 当 職 を 含 む。	(略)	庶務事 務を担 当する 管理官 、隊長 、隊 理、 長補 佐 又 は 係 長 (同 相 当 職 を 含 む。	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三の十	略	十	略	九の七	八の七	七の七
警察本部 警備部 機動隊	(略)	警察本部 交通部 高速道路 交通警察 通警察隊	(略)	(略)	警察本部 刑事部 鑑識課	(略)
会計事務 を担当 する 隊長 補 佐	(略)	庶務事 務を担 当する 管理官 、隊長 、課 理、 長補 佐	(略)	(略)	庶務事 務を担 当する 管理官 、隊長 、課 理、 長補 佐 又 は 係 長 (同 相 当 職 を 含 む。	理、課 長補 佐 又 は 係 長 (同 相 当 職 を 含 む。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	次席	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一 当該出納 員の所屬す る課に係る 資金前渡に 係る現金の 出納及び保 管	前渡に係る 現金の出納 及び保管

[illegible][illegible]

機 関	別表第三 (第五条、 第九条、 第九条の二関係)	備考 (略)	（略）	二の十二					十二			九十		（略）					
			（略）	総務局					（略）	総務局			（略）	（略）	支援課	小企業	働局中	商工労	課
			（略）	部長 進担当					（略）	（略）	当課長	ント担	ネジメ	人材マ	審理監	（略）	担当監		
			（略）	一 D X 審議官の 所掌に属する旅 費（D X 推進課 長及びデジタル 基盤整備課長の 所掌に属するも の並びに県庁情 報システム担当 課長の分掌事務 に係るものを除 く。）のうち、 旅費システムに より処理する旅 費に係る支出負 担行為に関する 確認					（略）					（略）		（略）			
員 出 納	第九條、 第九條の二関係)		（略）											（略）					
員 納 出 任 分			（略）											（略）					
納 出 任 分 の 時 臨			（略）											（略）					
委 任 事 務			（略）											（略）					

機 関	別表第三 (第五条、 第九条、 第九条の二関係)	備考 (略)	（略）								十二		九十				（略）							
			（略）								総務局		（略）		△進チ DX推 総務局		（略）		（略）		課			
			（略）								（略）		（略）		審理監		（略）		長担当課		（略）			
			（略）								（略）		（略）		（略）		（略）		（略）					
（略）									（略）						（略）				（略）					
員 出 納																								
員 納 出 任 分																								
納 出 任 分 の 時 臨																								
委 任 事 務																								

															六	五	〃略〃	
支所 三原 タ セン 家庭 ども 部 県 広島															〃略〃	〃略〃		
員 出納 タ セン 家庭 ども 部 県 広島															〃略〃	〃略〃		
長															相談課長	〃略〃	〃略〃	
															〃略〃	〃略〃	員	
三 広島県 東部こども家庭セ 管 納及び保 現金の出 入に係る 県税外収 付に伴う し等の交 類等の写 る提出書 続におけ る審理手 規定によ 審査法の 収納する 原支所で ンター三 も家庭セ 東部こども家庭セ 二 広島県 管 納及び保 現金の出 入に係る 県税外収 付に伴う 写しの交 政文書の ている行 記録され 人情報が る保有個 規定によ 保護法の 個人情報 交付及び の写しの 行政文書 定による 条例の規 情報公開 収納する 原支所で ンター三 も家庭セ 東部こども家庭セ 一 広島県															（略）	（略）		

															五	〃略〃	
															〃略〃	〃略〃	
															〃略〃	〃略〃	
															〃略〃	〃略〃	
															〃略〃	〃略〃	員
															（略）	（略）	

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附
則

別表第四（第五条、第九条関係）													備考（略）	九 七		
機 関														（略）		
出 納 員														（略）		
事 務														（略）		
（略）														（略）		ンター三 原支所に 係る資金 前渡に係 る現金の 出納及び 保管
（略）													（略）			

別表第四（第五条、第九条関係）													備考（略）	八 六		
機 関														（略）		
出 納 員														（略）		
事 務														（略）		
（略）														（略）		
（略）													（略）			